

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		平成30年7月24日	
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市八幡市八幡園内7番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 八幡市 市長 堀口 文昭 電話075-983-1111	

主たる業種	市町村機関		細分類番号	9	8	2	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの導入により、省エネ・省資源を図り、2%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする環境政策推進本部を設置し、KES・環境マネジメントシステム・ステップ1（平成23年1月1日取得、市の機関が行うすべての事務・事業の適用）の運用、管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		4,105.5 トン	4,019.4 トン			-2.1 パーセント
	評価の対象となる排出の量		4,024.4 トン	4,019.4 トン			-0.1 パーセント
実績に対する自己評価		本庁舎、出先機関において省エネ対策（市エコ・オフィスの取り組み）を徹底した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	市役所本庁舎 (水道部局舎)	事業活動に伴う排出の量 (建物床面積×1/100)	7.52	7.35			-2.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		本庁舎、出先機関において省エネ対策（市エコ・オフィスの取り組み）を徹底した。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
			105.0 パーセント	105.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度		本庁舎、別館、分庁舎内において空調設備更新時に高効率のものを設置。また庁舎内照明を順次LEDダウンライトへ改修。				
	(30)年度						
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		市環境マネジメントシステムによって、職員の通勤時に、月1回以上マイカーを自粛するノーマイカーデーの取り組みを実施している。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		ノーマイカーデーは、身近に出来る環境に配慮した取り組みである。この取り組みは職員に定着しており、省エネに対する意識づけになっている。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	就学前環境教育の一環として、市内の保育・幼稚園の園児、また児童センターに環境に関するテーマを題材とした大型紙芝居を用いて実施している。また省エネ対策としてグリーンカーテン講習会を実施し、市民にゴーヤの苗配布を行っている。市民文化祭時に実施するスマート・エコ祭で、グリーンカーテン写真コンテストの表彰式を開催し、市民・事業者グリーンカーテンの取り組みを通じて啓発をし、省エネの推進を図っている。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。